

平成23年4月1日現在

機関番号： 37111  
 研究種目： 若手研究（B）  
 研究期間： 2009～2010  
 課題番号： 21730049  
 研究課題名（和文） 離婚事件およびその他の家事事件の国際裁判管轄権に関する立法提言  
 に向けた研究  
 研究課題名（英文） Research toward the Japanese legislation on international  
 jurisdiction concerning divorce and the other matrimonial matters  
 研究代表者  
 北坂 尚洋（KITASAKA NAOHIRO）  
 福岡大学・法学部・准教授  
 研究者番号： 60346129

研究成果の概要（和文）： これまでの国内での議論や外国の立法の研究をもとに、離婚事件およびその他の家事事件の国際裁判管轄権の日本の基準について、立法提言をまとめることが本研究の目的である。研究初年度となる2009年度には、離婚事件、親子関係事件、相続事件等の家事事件の国際裁判管轄権に関するわが国の現状をまとめた。そして、研究最終年度となる2010年度には、前年度の研究をもとに、特に、アメリカ抵触法に関する概説書を翻訳して、アメリカ法の状況を明らかにしたほか、子の監護者等の変更の国際裁判管轄権や婚約破棄に基づく損害賠償請求事件の国際裁判管轄権に関する研究を進めた。

研究成果の概要（英文）： This research is to explore the Japanese rule on international jurisdiction concerning divorce and the other matrimonial matters. From April 2009 to March 2010 (the first year), I wrote an essay on the international jurisdiction concerning divorce, children and succession matters in Japan. From April 2010 to March 2011 (the second year), I translated some parts of a textbook on American conflict of laws. Moreover, I researched international jurisdiction concerning the custody of the child and the breach of engagement matters.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野： 国際私法

科研費の分科・細目： 法学・国際法学

キーワード： 国際法学 国際民事手続法 国際裁判管轄

### 1. 研究開始当初の背景

財産関係事件の国際裁判管轄権について一般的に定めた法律がわが国には存在しないと言われているのと同様に（なお、財産関係事件の国際裁判管轄権に関する規定等を追加する民事訴訟法の改正法案が2011年4月に成立した）、夫婦関係に関する事件や親子関係に関する事件という家事事件の国際裁判管轄権について一般的に定めた法律はわが国には存在しない。そして、家事事件のうち、離婚事件については最高裁判決が存在し、離婚事件の国際裁判管轄権の有無を判断する基準は、最高裁判決で述べられた基準を軸にして考えられているのが現状である。しかし、最高裁判決が存在する離婚事件においても、文言が異なる2種類の判決（つまり、最大判昭39年3月25日民集18巻3号486頁と最判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁）が存在し、それぞれの判決で述べられた基準の妥当性、そして、これら2種類の判決のうち、どちらに依拠すべきかどうかということで判例・学説は混乱し、離婚事件の国際裁判管轄権の基準は明らかでないという状況になっている。さらに、離婚事件以外の家事事件の国際裁判管轄権については最高裁判決も存在せず、その基準はいっそう明らかではないと言えることができる。

家事事件の国際裁判管轄権に関する基準がこのように不明確であれば、国際的な家事事件の申立てを裁判所に行おうと考える当事者は、どこの国の裁判所に申立てを行えばよいかわからなくなり、非常に不都合である。また、国際的な家事事件において、どの

ような場合に日本の裁判所で裁判ができるかという基準（直接管轄権）が不明確であるということは、直接管轄権に問題を引き起こすことだけにとどまらず、外国裁判の承認においても問題を引き起こしうる。すなわち、間接管轄権が承認要件の1つとなるであろうが、その際、特に、鏡像理論として、間接管轄権の基準と直接管轄権の基準が同じであると解するならば、直接管轄権に関する規定が不明確であるということは、離婚事件やその他の家事事件に関する裁判の承認に関する基準も不明確であるということになってしまう。さらに、このような状況では、性別の変更、同性者間の生活共同体、人工生殖によって誕生した子等の新しい問題の国際裁判管轄権についての議論は進まないであろう。

これまでの私の研究では、EU、スイス、ハーグ条約を中心として、離婚事件やその他の家事事件に関する外国裁判の承認の問題を検討し、現在は、離婚事件の国際裁判管轄権の研究を進めている。そして、離婚事件の国際裁判管轄権に関する外国法の研究として、まずは、離婚事件の国際裁判管轄権に関する明文規定が存在するEU、スイスやオーストラリアに関する研究を始めた。EU、スイスやオーストラリアに関する立法の研究をして改めて実感したことは、離婚事件やその他の家事事件の国際裁判管轄権に関するわが国の状況は、上述の外国と比較すると、非常に遅れをとっていると言わざるを得ないということである。また、直接管轄権に関する規定が明らかでないというから生じる問題は、上述のように、この問題だけにとど

まらず、外国裁判承認の問題にも影響を及ぼしうるものであり、その重要性は高いと言うことができる。

このような問題意識から、これまでの国内での議論を改めて整理し直して、外国の立法をもとにしながら、家事事件の国際裁判管轄権の日本の基準について、立法提言をまとめることが重要であるという認識に至った。

## 2. 研究の目的

これまでの国内での議論や外国の立法の研究をもとに、離婚事件およびその他の家事事件の国際裁判管轄権の日本の基準についての立法提言をまとめ、それを明らかにすることが本研究の目的である。この研究では、近時、新しい問題として登場している問題、特に、性別の変更、同性者間の生活共同体（同性婚や登録パートナーシップ等）、人工生殖によって誕生した子（代理母から誕生した子等）をめぐる問題も含めて、家事事件の国際裁判管轄権の基準を幅広く研究する。このように幅広く家事事件の国際裁判管轄権の基準を検討することによって、現在立法化に向けて法務省で検討が進められている財産関係事件の国際裁判管轄権の基準との整合性も明らかになり（上述のように、財産関係事件の国際裁判管轄権に関する規定等を追加する民事訴訟法改正法案が、2011年4月に成立した）、国際裁判管轄権に関する法理論を明確にしたいと考えている。

## 3. 研究の方法

必要な文献を可能な限り初年度に收拾し、研究を進めるとともに、海外出張や国内出張を必要に応じて行う

## 4. 研究成果

平成21年度の成果と平成22年度の成果は後で概要を述べるが、それらは家事事件全般にわたるものであり、かつ、財産関係事件との関係も踏まえて検討を加えたもので

あって、本研究が最終目標とする離婚およびその他の家事事件の国際裁判管轄権の立法提言に向けた基盤になるものである。

2009年度においては、松岡博編『国際関係私法入門〔第2版〕』（有斐閣・2009年10月）を分担執筆し、家事事件の国際裁判管轄権に関するわが国の概要をまとめた。判例評釈としてまとめた成果としては、「婚姻共同生活を営んだことがない夫婦の離婚事件の国際裁判管轄権（福岡高裁平成21年4月10日判決）」戸籍時報649号（2009年12月）10-20頁もあり、離婚事件の国際裁判管轄権に関する立法提言に向けた研究を前進させた。

2010年度においては、まず、家事事件の国際裁判管轄権に関するアメリカ法の研究のまとめを行った。その研究の対象は、婚姻、離婚、親子関係、扶養といった家事事件全般にわたるものであり、アメリカ抵触法に関する概説書を翻訳した『アメリカ抵触法下巻 法選択・外国判決編』（共訳）（レクシスネクシス・ジャパン株式会社・2011年1月）の「第6章 家族法」367-415頁は、その研究成果の一部である。また、親子関係事件の国際裁判管轄権に関する研究も進めた。その成果の一部が、監護権者等の変更に関する国際裁判管轄権に関する判例評釈である「監護権者等の変更申立事件の国際裁判管轄」民商法雑誌142巻2号（2010年5月）253-258頁である。これは、子の奪取に関する論点も含むものである。さらに、親族法と財産法の両分野に跨る研究も進め、婚約に破棄に基づく損害賠償請求事件に関する判例評釈として、「結婚相手紹介会社を通じて知り合った日本人男と中国人女の間婚約の成立及び婚約不履行等に基づく損害賠償請求の準拠法」戸籍時報666号（2011年3月）18-27頁をま

とめた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

1. 北坂尚洋 (判例評釈) 「結婚相手紹介会社を通じて知り合った日本人男と中国人女の間婚約の成立及び婚約不履行等に基づく損害賠償請求の準拠法」戸籍時報666号(2011年3月)18-27頁、査読なし

2. 北坂尚洋 (判例紹介) 「監護権者等の変更申立事件の国際裁判管轄」民商法雑誌142巻2号(2010年5月)253-258頁、査読なし

3. 北坂尚洋 (判例評釈) 「婚姻共同生活を営んだことがない夫婦の離婚事件の国際裁判管轄権(福岡高裁平成21年4月10日判決)」戸籍時報649号(2009年12月)10-20頁、査読なし

[学会発表] (計0件)

[図書] (計1件)

1. 松岡博編『国際関係私法入門[第2版]』(有斐閣・2009年10月) [北坂尚洋「第13章 親族関係の諸問題」219-234頁、「第14章 相続・遺言」235-246頁、「第18章 国際家事事件」311-331頁]、査読なし

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況 (計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

北坂 尚洋 (KITASAKA NAOHIRO)

福岡大学・法学部・准教授

研究者番号: 60346129

(2)研究分担者

( )

研究者番号:

(3)連携研究者

( )

研究者番号: